



2023年3月15日第458号
全日本年金者組合京都府本部
〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13
☎ 075-761-3213 FAX 075-761-3214
mail nenkin-kyoto@iaa.itkeeper.ne.jp
発行責任者 山本和夫

年金裁判 判決日 4月28日(15時)に決定!

大阪高裁が即日結審!

2・16 大阪高裁第1回 弁論期日に117人

2014年1月31日、年金引き下げに反対して「審査請求運動」をはじめから9年、2015年5月29日、京都地方裁判所に訴状を提出して8年が経ちました。一昨年4月の大阪地裁から1年10か月間、裁判長は「弁論期日」を開催して控訴人らの声を聞くうともせず、進行協議で審理を進めてきました。

2月16日に第1回弁論期日を



裁判長あて要請ハガキの送付を

儀なくされた状況、介護の実態を語られ、年金引き下げや生活実態を無視した政府の政策に怒りを込めて訴えられました。「果たして夫は老後を豊かに生き抜けたのだから



堀昭子さん、は一昨年89歳で亡くなられたご主人が、12年間認知症で介護生活を余

法廷内では、福知山支部の堀昭子さんと南支部の井上和子さんの2人が意見陳述を行い、森川明護団長が第6準備書面の趣旨説明を含めて最終弁論を行いました。

女性の低年金や人生の「豊かさ」を陳述

開催、即日結審し判決日を4月28日、15時からと通知しました。裁判所前には舞鶴や福知山の傍聴者を含む117名が参加し、大法廷をあふれさせ、裁判所前では大きな声で私たちの思いを訴えました。

うか?と思うと涙が出ます」と話されると、法廷内で目頭を押さえられる方もおられました。

この日の裁判には、京都総評や京都社保協、京都市生健会からも参加され、裁判所前での訴えや報告会で連帯のあいさつをいただきました。



堀昭子さん、は一昨年89歳で亡くなられたご主人が、12年間認知症で介護生活を余

戦争・転勤・退職の歩み語る陳述

まられられ、戦災で埼玉に疎開した経験やご主人との出会い、京都への移住、苦しい毎日を過ごしてこられたことを振り返りながら、ご主人が転勤か退職かの選択を求められ、早期退職を余儀なくされたことが現在の低年金につながっている。さらに自分自身の低年金の低さと女性の低年金に唖然としたことなど、「外食や旅行」もできない現在の生活にもふれられ、もしも、夫がなくなれば暮らしていけないと訴えられました。(2面に続く)

続いて意見陳述された井上和子さんは、太平洋戦争勃発さなかに生

夕映え

岸田首相がアメリカのバイデン大統領に約束してきた大軍拡は「ミサイル400発の注文」でした。いよいよ本気で戦争準備を始めるのかと心配です▼そのミサイルはど

この国に向かって飛ばすのでしようか。真剣に止めない取り返しつかない大変なことになってしまいます▼大手新聞もマスコミも戦争反対をもちと大々的に取り上げるべきです。大軍拡に伴う大増税は直接私たちの生活を圧迫してきます▼戦争準備とは目に見えて明らかになってくるものではないありません。じわじわとやってくるものらしい。ロシアのウクライナへの侵攻は、戦争をすすめたい人々には格好の材料だったのかも▼「反共は戦争前夜の声」と、朝鮮戦争の始まる前の年に京都府の知事であった二ナガワさんが言われた有名な言葉です。日本共産党に対してマスコミが党首選びを取り上げて攻撃をしているのは何のためかと疑いたくなります▼マスコミは400発のミサイル配備は戦争への準備であり、周りの国に危機意識のみを起す危険な道であることこそ取り上げるべきです▼戦争準備の大軍拡とそれに伴う大増税は絶対に反対です。あらゆる大軍拡の取り組みも見逃さず反対の声をあげていきましょう。(K.Y)

年金裁判に勝利しよう

第1回弁論期日 大阪高裁前で宣伝行動

森川明弁護団長

第6準備書面の趣旨説明!

森川弁護団長は、最終弁論として、地裁、高裁での判決内容から引用しながら、「立法裁量」「判断過程統制審査」「後退禁止原則を定める国際規約」「生存権裁判」等にふれられ、被告・国側の準備書面が、具体的な事実や根拠を示さない抽象的な反論となっていたことを指摘しました。

【主な論点】

①この間の他の高裁では、いずれも、いわゆる「堀木訴訟」で示された、国会の立法活動には、殆ど司法の判断が及ばないという考えで(広範な裁量権

を認め)、控訴 棄却されている。

「堀木訴訟」では、生存権を初めて具体化する場面での立法の違憲性が問われた事案だが、本件では、年金受給権として既に具体化されていた権利が侵害され、減額されたことの違憲が問われている事案である。一旦具体化されていた権利について、これを後退させるためにも、国会の裁量権を認めるということになれば、実質的には、ほぼ無限定に国会によるその侵害を許容することになり、これでは憲法上の権利を保障した意味が失われてしまう。

②立法によって初めて制度や基準を創設する際には、ある程度広い裁量権が認められるとしても、一旦具体化された権利や水準を、低下、後退させる場合には、後退禁止原則を定める国際規約に依っても、また、国は社会保障等の向上及び増進に努めなければならぬとする憲法25条の2項からも、裁量の幅は狭まり、相応の正当理由が要求されるとの考えが導かれるはずであ



裁判所前宣伝

る。裁判所も、40年前の最高裁判決に依拠して、それ以上の憲法判断を停止せず、今日の国際的な規約などの水準も踏まえ、厳格な司法判断に踏み込んで頂きたい。

③判断過程審査を行うべきであると主張する。この間の生活保護を巡る各判決を引用し、これら事案が本件と共通するところが多し、これが堀木訴訟最高裁判決には反しない。被控訴人(国・被告)はこの判断過程審査を行う上での具体的事実や主張を、一切していない。

④被控訴人(国・被告)の「準備書面」への反論 これまでの控訴人(原告)らの主張の多くを引用、指摘するが、すべてが抽象的事由からの反論で具体的事実や根拠は示されていない。

⑤高齢者、とりわけ女性の年金者の困難が生活実態が示された冊子『今、ここに窮乏』を証拠書類として提出する。

南支部が確定申告学習会開催

2月28日、年金者組合南支部主催の税金学習会「確定申告のススメ」を開催しました。講師は南支部の組合員で元国税庁職員の経歴をもつ松倉三千夫さん。さすが専門家。解りやすいレジュメと資料で丁寧な解説されました。

松倉さんが「確定申告は義務なのか」と問いかけたうえで「権利だ!」と答え、税に対する基本的考え方を述べられたあと、実際に確定申告書に記入する方法を説明。収入と所得の違いや医療費控除など各種の控除の記入の仕方なども話されました。

「これなら出来る」「医療費が10万円以上でなくても収入が低ければそれ以下でも控除出来る」など「新しい発見」と感動が出され、みんなで確定申告をしようと呼びかけました。

(南支部・加納孟支部長)

判決日(高裁)の行動日程

①判決日
日時 2023年4月28日(金)
15時~ 大阪高裁202号

②現地判決報告集会
日時 2023年4月28日(金)
15時30分~
会場 AP淀屋橋4階会議室
(地裁の判決報告集会と同じ会場です)

春の仲間増やし運動での躍進を!

第8回執行委員会開催 杉沢中央本部委員長を 招いて

年金者組合京都府本部は、3月1日京都教育文化センターで執行委員会を開催しました。



春の仲間増やし月間(4月~6月)での躍進をめざし活発な議論が展開されました。舞鶴支部は、梅を見に行くと会の計画、30人の参加を予定していたが、バスの定員一杯の49人参加予定。今後、年金の低い方も参加できる取り組みも考えていきたい。南支部では「楽しいサークル作りませんか」のチラシを

作成。サークルづくりをすすめていく。城陽支部では、16のサークルで頑張っている。「足」の関係で参加できない組合員のために「出前サークル」を初めているなどと活発な議論がされました。

杉沢中央本部委員長は、女性の低年金問題がクローズアップされてきていることから話され、年金裁判運動の大きな到達点になったことなど「物価高騰に見合った年金の引き上げ」が世論になっていると報告され、岸田首相がすすめる大軍拡路線を批判されました。

仲間づくり(増やし)では、①まず、声をかけることから始めよう。②府本部や支部で集まって議論すること。③運動の先頭に立つ方の気持ちが大変で、目標と執念を持って春の仲間づくりで大躍進を。と呼びかけられました。

年金支給日宣伝 2/15 四条河原町 粉雪舞う中 22人が熱い訴え!

今年最初の年金支給日宣伝は、2月15日、朝から氷点下を記録し、粉雪が舞う寒



松本社保協事務局長

い中22人が参加して行いました。物価高騰に追い付かない年金改定への怒りにあふれた熱い訴えをつぎつぎと行いました。

京都社保協の松本事務局長は「こんなに寒いのに若い人がチラシを受け取ってくださいます。実に嬉しいことです。配布している年金と賃金を引き上げようの文言に関心を持って受け取ってくれる。年金の問題は、高齢者だけのものではない。年金制度が無ければすべての人が困ります」と訴えられました。

2・19円山集会和デモ 700人が参加



大軍拡増税反対を訴えデモへ

知らせる広げる集まる 元気まつり(作品展)に659人が来場

綴喜支部「第15回いきいき作品展」開催

2月14~19日、支部主催、京田辺市後援の「第15回いきいき作品展」が、市立中央図書館のギャラリーにて開催され、659人とこれまでの最高の入場者がありました。

入場者数は延べ659人(昨年599)、作品出展者は67人(昨年71人)、作品は154点(昨年156点)、作品の種類は、写真、絵画、新聞ちぎり絵、折り紙、書、短歌、編み物、手芸、陶芸、工作、園芸、パン、洋菓子等々。組合員個人の作品やサークル活動で作成された作品が展覧され、今回初めて「洋菓子」サークルのお菓子もお披露目されました。

作品出展者は、新旧10人程の入れ替えがあったも

の、ほぼ昨年並み

となりました。入場者数は、コロナ禍の中ではあるものの、これまでの最高人数となりました。来場者からのアンケート回収数は、275通(昨年222)にのびりました。

「どれも素晴らしい」「元気をもらった」「作り方を教えてほしい」「来年も続けてほしい」「お菓子食べた〜い」など好意的な内容が沢山寄せられました。また、今回は衝立を使わなかったこともあり、飾り付けがスッキリして綺麗という感想もありました。「洛タイ新報」から取材があり、19日号に掲載されました。

(綴喜支部有本書記次長)



一斉地方選挙で 要求が実現できる 「政治」の流れを つくる

暮らし・医療・介護・交通・街づくり 私たちの暮らしは政治に直結しています。要求を訴えてきた運動が形になる。いっせいで地方選挙で要求が実現する自治体を作りましょう。

トマホークくるな 戦争準備 総監部地下化

舞鶴支部 竹内昌男副支部長
岸田政権は、昨年12月16日、「安保3文書」の改定を閣議決定しました。これは、①専守防衛から「反撃能力」(敵基地攻撃能力)の保有 ②「5年間で43兆円」の大軍拡 ③大軍拡を支える国民への大増税です。

日本海側唯一の自衛隊基地があり、「戦争国家づくり」を進める岸田政権のもと、「専守防衛から先制攻撃可能な自衛隊」へと変質するもので、アメリカのミサイル・トマホークの舞鶴への配備、舞鶴が他国からの攻撃の対

象となることを前提とした総監部の地下化の計画が決定され、工事着工が迫ってきています。舞鶴が戦場化されることは必至です。また近隣には、若狭原発群が乱立していて、攻撃の対象になれば、舞鶴市も死の灰と化してしまつては必至です。舞鶴市民の命と暮らしは守られなままになります。

何としても、舞鶴市民の安心・安全を守るために、憲法9条を守らなければなりません。

敬老乗車証 元に戻せ 署名提出行動

①第25回「敬老」署名提出行動実施 2月2日12時45分、市役所前
②2月京都市議会に「陳情書」提出しました。

「敬老乗車証制度を2021年度基準に戻せ」という運動を基本にします。そのうえで、市民の「足」を守るバス路線の拡充、民間バスへの「敬老乗車証」使用を要望していきます。

特に、10月から実施される3倍化への撤回運動を強めていきます。

(市当局の、民間バスの利用は地域限定で「回数券」に限



京丹後市

「補聴器購入時の助成」を予算化 府内で初の実施予定 粘り強い運動の成果

京丹後支部 真下相一支部長

京丹後市は2023年度予算に100万円を計上し「補聴器購入時の助成」を行う予定です。実現されれば京都府内で初めてです。補聴器購入時の助成制度は、年金者組合丹後支部の粘り強い運動で実現の見込みとなりました。

①2020年9月に再選された中山市長と懇談し、4項目の要望の回答を受けました。その中で「補聴器購入の補助については、しっかり対応させていたたく。前進した提案をしたい。福祉につ

ては、教えてください。困っている方に支援するのが市のスタンスです」と前向きに発言されました。

②その後、市議会に「加齢性難聴者の補聴器購入者に対する公的補助を求める」陳情書を提出しました。「陳上書」の説明を山添書記長が行い、委員からの「年金者組合の機関決定の可否」や「市独自の補助制度をつくれという意味か」等の質問があり、また「補聴器」の補助を求めると他のことでも補助を言うのではないか、アンケートが20%とか集まっている等、3人の委員が質問。山添書記長が簡潔に答えられたが、委員から「市の福祉担当者」の意見を聞いてから審議しよう」と提案し閉会となりました。

しかし「真っ向から反対する発言はなく、困っている難聴者に何とか配慮しよう」という感じがした。「難聴高齢者の実態を市長も議員もわかっていないようだ」との傍聴した組合員から出されました。

③2021年3月、アン

ケート結果を「たんご年金しんぶん」に掲載し、4月には京丹後市老人クラブ連合会に協力の申し入れも行いました。9月に市独自の補助制度の創設に絞って中山市長と懇談。京丹後市自ら「聞こえのアンケート」を市老人クラブ連合会と補聴器販売店舗に依頼している等実施に向けて努力されていることがわかりました。

④12月の市議会でも橋本議員が「市老人クラブ連合会」のアンケート結果について質問、健康福祉部長は「聞こえづらい」が54.6%あることが分かったと回答。議員は「市の総合検診に聴力検査をいれることや補聴器の取り扱い」について再質問。市長が「全力でお応えしたい」と回答。

⑤2022年11月に3回目の懇談を持ち「年金者組合内のアンケート結果、特に困っている方の51人分」の提出などを行ってきま

こうした努力もあって、2023年度予算に100万円を計上。中等度の難聴者支援として実施される予定です。

市民税非課税世帯・生活保護世帯、補助率2分の1で上限が2万円という内容は、不十分ではありませんが、助成が実施されることは「画期的」です。今後所得制限の廃止、上限2万円の引き上げなど引き続き改善要求をしていきます。

